

憩いの場 公園で楽しく過ごそう

春から初夏へ。1年で最もさわやかな季節を迎えました。スポーツやレクリエーション、家族のだんらんなど、町内の身近な公園をご利用ください。



レク公園5月1日オープン

訓子府町の街並みを一望できる展望台、懇親会に最適なバーベキューハウス、多目的広場を備えています。また、バッテリーカーを備えた「ちびっこ広場」や存分に水遊びができる遊水施設など、子どもからお年寄りまで楽しく過ごすことができます。5月中旬から6月中旬にかけて67万株の芝桜が丘陵を覆い、ピンクの大パノラマは、花見の名所として好評です。

- 開園時間 8:45～17:00
- 有料施設および遊具
 - ・バーベキューハウス1件 150円（事前に申請してください）
 - ・バッテリーカー1回 100円

中央公園



銀河公園



ポケットパーク



これらの公園のほか、町民の森、実郷農村公園、日出農村公園など、地域の交流の場として利用されています。これらの公園のほかに、町民の森、実郷農村公園、日出農村公園など、地域の交流の場として利用されています。

1. 町民の憩いの場として、お互いに気持ち良く利用できるようマナーを守り、施設を大切に使用しよう心がけましょう。
2. 団体での使用および占有使用については、事前に使用申請してください。

■申込み・問合せ 施設車両課 (☎ 47-2170)

行政相談委員に気軽にご相談を

行政相談委員は、みなさんの身近な相談相手として総務大臣から委嘱された方です。国の行政機関や特殊法人などの仕事、手続き、サービスなどの相談を受け、助言や関係行政機関への通知などの仕事を行います。

- 関係行政機関などに対し、例えば
 - 困っていることがある
 - 苦情を申し出たが、説明や措置に納得がいかない

- どこに相談していいかわからない
 - また、
 - 除雪など道路に関すること
 - 運転免許更新など交通安全に関すること
 - 郵政や雇用に関すること
 - その他国の行政全般について
- など、気軽にご相談ください。個人の秘密は固く守られます。

■行政相談委員
吉村ツヤ子さん (西 富 ☎ 47-3898)

町民課町民相談係 (☎ 47-2203)

「特設なんでも相談所」を開設します

毎年6月1日から30日までは、「人権擁護委員制度普及月間」です。

この月間にちなんで、北見人権擁護委員協議会および釧路地方法務局北見支局では、次の日程で「特設なんでも相談所」を開設し、人権擁護委員が相談をお受けします。

費用は無料で、秘密は固く守られます。家庭や職場での男女差別や暴力、セクシュアル・ハラスメント、子どものいじめや児童虐待、高齢者・障害者・外国人に対する差別の問題など、日ごろ悩んでいることや困っていることを、この機会に気軽にご相談ください。

なお、普段でも人権擁護委員の自宅および釧

路地方法務局北見支局（北見市高砂町14番14号 ☎ 23-6166）で相談を受けています。

また、自分の土地や建物の登記名義について不安な方、不動産の所有者や担保の状況などについて調べたい方は、その不動産を管轄する法務局で、登記簿の閲覧または登記簿の謄本で確認することができます。

詳しくは、最寄りの法務局にお尋ねください。

- とき 6月1日(金) 13時～16時
- ところ 総合福祉センター相談室
- 相談担当者

人権擁護委員
白崎 照子さん (旭 町 ☎ 47-2274)
岩城 道尚さん (旭 町 ☎ 47-2962)

福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555)

戦没者などのご遺族の皆さんへ

第8回特別弔慰金の請求期限は平成20年3月31日まで

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などの受給権を有する方がいない場合に、特別弔慰金が支給されます。

請求は平成20年3月31日までで、それ以降は請求ができなくなります。

○支給対象者 対象となるご遺族は、次の順序に従って最も順位が先の方一人に支給されます。

1. 弔慰金の受給権者

2. 戦没者などの子
3. 戦没者などと生計関係を有していた
 - ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
4. 戦没者などと生計関係を別にしていた
 - ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
5. 1から4以外の三親等以内の親族（戦没者などの死亡時まで、引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます）

○支給内容 額面40万円、10年償還の記名国債

○請求期限 平成20年3月31日まで
※請求書の用紙は福祉保健課に備えてありますが、他に戸籍抄本など必要な書類がありますので、詳しくは、福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555) までお問い合わせください。